

新庁舎等複合施設建設概算事業費の財源説明

広報きくち2月1日号で、「新庁舎建設関連事業計画の一時的な凍結について」を掲載しましたが、その後、地域審議会や住民懇談会を開催する中で、「概算総事業費 98 億円の財源内訳を市民に説明してほしい」との意見がありましたので、市民の皆様にお知らせします。

概算事業費（案）

概算総事業費	財源内訳	備考
約98億円	国・県補助金	約16億円 国・県の補助(建設時) 約16億円
	合併特例債(※注1)	約62億円 年利率2.5%で計算 ・交付税措置(償還時) 約58億円 ・市の負担(償還時) 約25億円
	公営企業債(※注2)	約7億円 年利率2.5%で計算 ・交付税措置(償還時) 約4.3億円 ・市特別会計負担(償還時) 約6.7億円
	一般財源	約13億円 市の負担(建設時) 約13億円

なお、ここに掲げる事業費の額は、現時点での試算であり、今後変更が生じるものとご理解をお願いします。

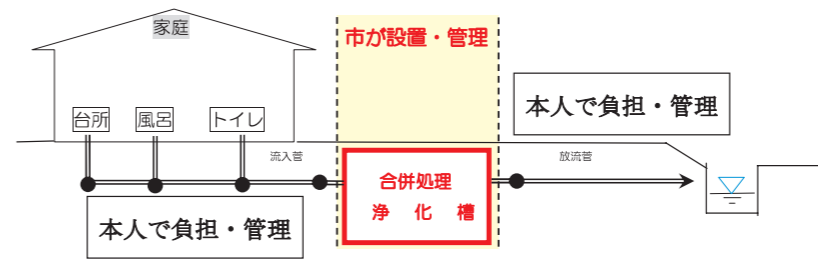
※注1 合併特例債

国の合併に対する支援策(合併後10年間)のひとつで、対象事業費のおおむね95%を充当(借入)でき、さらに後年度の元利償還金(返済金)の70%が普通交付税によって措置され、残りの30%は市の負担となります。なお、庁舎は25年、道路排水路は15年で返済します。

※注2 公営企業債

上下水道事業で借入できる地方債で、対象事業費のおおむね100%を充当でき、さらに後年度の元利償還金の一部(上水道22.5%、下水道44%)が普通交付税によって措置されます。なお、上下水道とも30年で返済します。

工事負担区分



設置に伴う負担金および使用開始に伴う使用料額

浄化槽の規模	5人槽	7人槽	10人槽
	(延べ床面積130㎡未満)	(延べ床面積130㎡以上)	(浴室および台所が2力以上)
負担金(一回払い)	88,000円	102,000円	129,000円
使用料(月々)	4,920円	5,810円	7,160円

(平成18年4月1日現在)

この事業は浄化槽本体を市で設置し、市が浄化槽本体の維持管理をしていく事業です。工事費の一部負担をしていただくだけで、公共事業で浄化槽本体を設置できます。

浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)とは?

合併浄化槽整備事業が移行します
浄化槽設置の補助金交付事業(個人設置型)は、平成19年度から浄化槽市町村整備事業(市町村設置型)へ移行します。

- 本人負担で対応していただく部分
- トイレの水洗便器購入費
 - トイレの改造費・水道工事費
 - 台所・風呂場・トイレから浄化槽までの配管工事費および浄化槽から排水先までの配管工事費
 - 浄化槽設置場所における支障物除去費など
 - 駐車場対応および排水ポンプなど(特殊工事)に係る工事費

注意事項

- 下水道区域内ではこの事業は実施できません。
- 放流先が確保されていない場合は設置できません。
- 工事を施工するため
 - ・5人槽 3.5m x 4.7m
 - ・7人槽 3.9m x 4.9m
 - ・10人槽 4.1m x 5.5m
- 工事の用地が必要となります。
- 工事の着工は、入札などの事務処理のため原則として申請書受付から1カ月半以降となります。
- ※事業の詳細は左記までご相談ください。
- 問い合わせ先 下水道課
または 各総合支所建設課

期限内納付と振替期日

平成18年分確定申告分の納付期限は次のとおりです。
申告所得税の納付期限 3月15日(木)
消費税および地方消費税(個人事業者)の納付期限 4月2日(月)
納税は税務署の窓口のほか、お近くの銀行(日本銀行蔵入代理店)や郵便局などの金融機関でも受け付けています。
また、申告所得税と消費税および地方消費税(個人事業者)の納税は、銀行や郵便局の預貯

軽自動車の廃車・変更・移転手続きはお済みですか？

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車(50ccなどのバイク・トラクターなど農耕用作業車両も含む)に、その年の軽自動車税が課税されます。今、車両が無く使用していても、廃車手続きをしていないと課税されることとなります。もし、そのような車両がありましたら、すみやかに廃車手続きをしてください。また、住所が変わった場合は変更登録の手続きを、自動車の所有者の名義が変わった場合は移転登録の手続きを、15日以内にしよう法律(道路運送車両法)で義務づけられています。これを怠ると罰金が課せられることもあります。

問い合わせ先
○軽二輪・軽三輪・軽四輪車
熊本県軽自動車協会 ☎096(369)7920
○自動二輪車
九州運輸局熊本運輸支局 ☎050(5540)2086
○50cc～125ccバイク・農用作業用車・ミニカー
菊池市役所税務課・各総合支所税務係

菊池市営住宅補充入居者を募集します

現在、市営住宅に空き部屋はありませんが、平成19年度中に空き部屋が発生した際の補充入居者を、次の要領で募集します。

受付期間内に申し込みをした人は、希望の団地ごとに抽選で入居順位を決定し、空き部屋の紹介を行います。

申し込み受付期間
3月19日(月)～3月30日(金)
※土・日・祝日を除く。
午前8時30分～午後5時まで 必着(期日厳守)

申し込み受付場所
菊池市役所第3庁舎内住宅課、または各総合支所建設課

申し込みを受け付ける市営住宅
葉山・音町・北宮・音光寺・淵園・中町・袈裟尾・砂田・蛇塚・元村・林原・林原第2・流川・砂田西・あさひが丘・高柳・岩本・新明・朝日西・福本・田島・迫田

申し込み資格
次の(1)～(4)のすべてに該当すること。
(1)現在、自ら居住するための住宅に困っていること(持家がないこと)
(2)同居親族があること(婚約者などを含まず)
※単身入居の場合は、満60歳以上の人または、昭和31年4月1日以前に生まれた人。
(3)収入基準内であること(世帯の合計月額所得が20万円以下)
(4)税金など滞納がないこと

申し込みに必要な書類
・平成19年度市営住宅入居申込書、住宅状況申告書(市役所住宅課または各総合支所建設課に取りにお越しください)

- ・住民票謄本
- ・市県民税 課税台帳記載事項証明書(同居予定者かつ収入がある人、それぞれの分が必要となります)
- ・納税証明書(同居予定者で課税対象者全員分)
- ・その他
 - ※退職予定の人、各種年金を受給している人、母子(父子)家庭の人、同居予定者が婚約者の人は事前に申し出てください。
 - ※平成18年度中に補充入居申し込みをしている人も、新たに申し込みが必要となります。
 - ※今回の申込書類一式の有効期間は、平成20年3月31日までとなります。

申し込み方法
必要書類を全てそろえて、入居希望団地を選定し、直接申し込むか郵送によります。郵送の場合は「配達記録郵便」で受付期間最終日まで必着とします。

補充入居順位の選考
団地ごとの抽選により、平成19年度中に空き部屋が生じた場合の入居紹介順位を決定します。

抽選日時および場所
4月15日(日)午前10時
菊池市総合体育館サブアリーナ
※申込書その他書類などに虚偽の申告があった場合、入居申し込みは無効となりますのでご注意ください。

問い合わせ・申し込み先
住宅課(市役所第3庁舎内) または 各総合支所建設課

金口座から自動的に引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。また利用していない人は、是非ご利用ください。
振替納税の引き落とし日は次のとおりです。
申告所得税の引き落とし日 4月20日(金)
消費税および地方消費税(個人事業者)の引き落とし日 4月26日(木)
なお、納付期限に遅れた場合または口座引き落としができなかった場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

ご存知ですか? e-Tax
「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用することにより、国税に関する各種手続(①所得税法人税、消費税、酒税および印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出など)が自宅や事務所にながらインターネットなどで行うことができます。
詳細はe-Taxホームページ。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
問い合わせ先 菊池市税務課 ☎(25)2121